

栃木県信用保証協会の
あらかし

2013



TOCHIGI
GUARANTEE

ごあいさつ

関係機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務に格別の御高配を賜り、心から感謝申し上げます。

当協会の業務内容等について一層のご理解をいただくために、「栃木県信用保証協会のあらまし2013」を作成しました。御高覧賜り、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、政府の経済対策や為替の円安傾向により、景気の先行きについては明るさが見えてきましたが、未だ県内中小企業・小規模事業者が景気回復を実感するには至っておらず、その経営は厳しい状況が続いております。

当協会としましては、中小企業・小規模事業者の多様化する資金ニーズに迅速・的確に応えていくとともに、金融円滑化法終了後も借換保証や条件変更に柔軟に対応し、資金繰りの安定に努めてまいります。また、昨年度に立ち上げた「とちぎ中小企業支援ネットワーク」をはじめ関係機関との連携を密にし、中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援に全力を挙げて取り組んでまいります。

今後とも、中小企業金融の円滑化を通じて、地域経済活性化のお役に立てるよう業務運営にあたってまいりますので、引き続き皆様の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年8月

栃木県信用保証協会

会長 野 口 明

栃木県信用保証協会のあらし 2013

Contents

ごあいさつ

栃木県信用保証協会の概要	2
--------------	---

平成24年度事業概況

経営計画に対する評価	6
決算	15
業務数値	18
取り組み	24

事業計画

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)	30
平成25年度経営計画	32

信用保証業務

信用補完制度のしくみ	36
信用保証のご利用について	38
主な保証制度	40
責任共有制度	43

コンプライアンス	44
----------	----

個人情報保護	46
--------	----

※本誌中の金額及び構成比は四捨五入をしているため合計と一致しない場合があります。

栃木県信用保証協会の概要

■ 目的(定款第1条抜粋)

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

■ 基本理念

私たち栃木県信用保証協会は
明日をひらく中小企業とともに歩み
「信用保証」により
企業の成長と繁栄をサポートし
地域経済の発展につくします

■ シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の愛称「TOCHIGI GUARANTEE」の頭文字「T」と「G」をモチーフにデザインし、中小企業・金融機関・当協会の三者の成長を表す“トリプルライン”と、三者の信頼関係と相互協力を表す“フューチャーリング”とで構成されており、全体で「TOCHIGI」の頭文字「T」を表現しています。



シンボルマーク

プロフィール

設立	昭和24年10月5日
根拠法律	信用保証協会法
本所所在地	栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
事業所	本所、足利支所
役員数	93名(非常勤役員を除く)
基本財産	248億52百万円
保証利用企業数	24,823企業
保証債務残高	4,677億66百万円

(平成25年3月31日現在)

あゆみ

昭和24年 9月16日	財団法人栃木県信用保証協会設立許可
同 10月 5日	財団法人栃木県信用保証協会設立登記
同 10月 7日	宇都宮市塙田町にて業務開始
同 25年12月 9日	足利市通四丁目に足利支所開設
同 26年 6月28日	宇都宮市一条町に事務所移転
同 28年10月19日	宇都宮市江野町に事務所移転
同 29年 3月26日	足利支所閉鎖
同 6月 1日	特殊法人栃木県信用保証協会に組織変更
同 38年 2月25日	宇都宮市旭町に事務所移転
同 43年 3月27日	宇都宮市塙田町に事務所移転
同 56年 7月27日	宇都宮市中央三丁目に事務所移転
平成 8年 4月 1日	シンボルマークを核とするCI導入
同 11年10月19日	創立50周年記念式典開催
同 13年10月10日	足利市南町に足利支所開設



本 所



足利支所

組織機構図

概要

当協会の概要

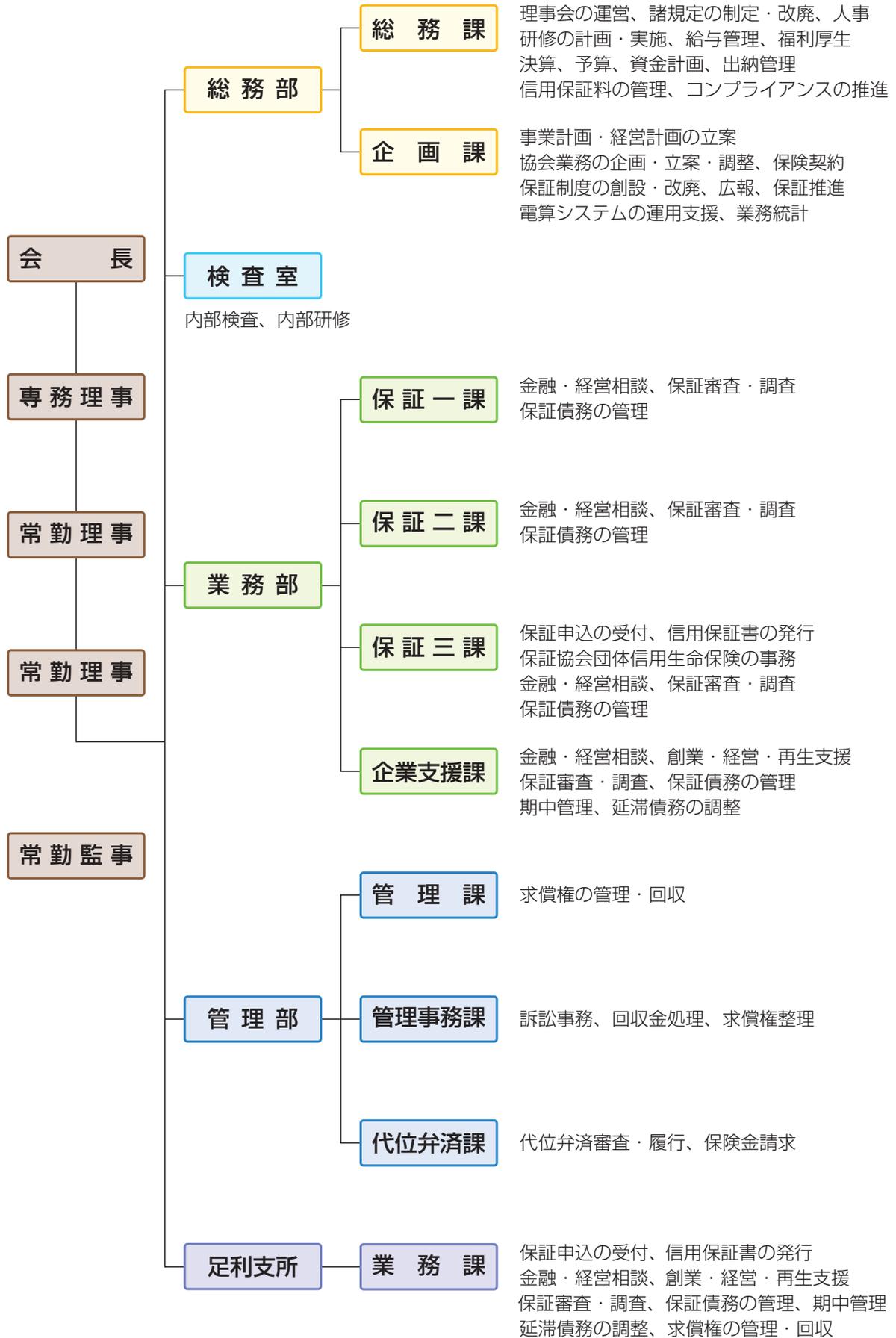
平成24年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護



役員

(平成25年4月1日現在)

	氏 名	備 考
会 長	野 口 明	常勤
専務理事	高 橋 茂	常勤
理 事	前 田 利 一	常勤
理 事	川 上 利 雄	常勤
理 事	佐 藤 栄 一	栃木県市長会会長
理 事	古 口 達 也	栃木県町村会会長
理 事	北 村 光 弘	栃木県商工会議所連合会会長
理 事	中 村 彰太郎	栃木県商工会連合会会長
理 事	瓦 井 利 宗	栃木県中小企業団体中央会会長
理 事	藤 澤 智	栃木県銀行協会会長
理 事	菊 池 康 雄	栃木銀行頭取
理 事	束 原 民 範	栃木県信用金庫協会会長
理 事	塚 田 英一郎	栃木県信用組合協会会長
理 事	新 井 俊 一	栃木県観光物産協会会長
監 事	大 西 豊	常勤
監 事	三 森 文 徳	栃木県議会議長
監 事	横 山 宏 治	商工組合中央金庫宇都宮支店長

お問い合わせ

当協会の概要

平成24年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

平成24年度事業概況

経営計画に対する評価

■自己評価

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

平成24年度の県内経済は、東日本大震災の影響から緩やかに持ち直してきたものの、足踏み状態が続きました。

個人消費については、とりわけ自動車販売が好調でエコカー補助金の終了後も底堅く推移しましたが、本県の主要産業である製造業の生産活動や建設業の業績回復については弱い動きで終始しました。特に建設業においては、公共工事が減少している中、震災復興に係る受注は限定的なうえ、人件費や資材の高騰なども相まって小規模事業者を中心に厳しい状況となりました。また、雇用情勢についても、一時回復局面もみられましたが、有効求人倍率は1.0倍を下回って推移するなど厳しい状況が続きました。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレによる価格競争の激化や生産の海外移転等により厳しい状況が続きました。年度後半には政府の経済対策の効果や円安傾向による輸出環境の改善により、景気の先行きに明るさが見えたものの、実体経済の改善には至りませんでした。こうした中、中小企業の厳しい経営状態や今年3月末で期限切れを迎えた中小企業金融円滑化法を背景に、返済緩和・猶予等の貸付条件の変更は高水準で推移しました。

県内倒産状況は、金額では前年を下回ったものの件数は前年を上回って推移し、企業体力の弱い、小規模事業者の増加が顕著でした。

今後も、再建の見通しの立たない企業の表面化や景気回復の遅れから息切れする企業の増加なども考えられ、予断を許さない状況にあります。

2. 事業概況

保証承諾については、前年度の承諾を押し上げた震災関連保証の利用が落ち着いたことやセーフティネット保証5号の全業種指定の終了による利用減少に加え、景気の不透明感からくる資金需要の低迷なども相まって、18,912件（前年比90.7%）、1,605億63百万円（同83.6%）となり、件数・金額ともに前年度を下回りました。計画（金額ベース）に対しては94.4%となりました。

保証債務残高は、68,155件（前年比101.7%）、4,677億66百万円（同98.1%）となり、前年度末に対し、件数は増加したものの金額は小幅な減少となりました。計画（金額ベース）に対しては99.7%となりました。

代位弁済は、条件変更による資金繰り支援や関係機関と連携した経営支援の効果等もあり963件（前年比85.4%）、69億78百万円（同69.5%）となり、前年度から件数、金額ともに減少し、6年ぶりに100億円を下回りました。計画（金額ベース）に対しても63.4%となりました。

回収は、物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加等により回収環境が厳しくなる中、128件（前年比107.6%）、17億94百万円（同98.4%）と金額では前年度を下回った

ものの、計画（金額ベース）に対しては105.5%となりました。

平成24年度の主要業務数値は、次のとおりです。

	件数	金額	計画値	計画達成率
保証承諾	18,912件 (90.7%)	1,605億63百万円 (83.6%)	1,700億円	94.4%
保証債務残高	68,155件 (101.7%)	4,677億66百万円 (98.1%)	4,694億円	99.7%
代位弁済	963件 (85.4%)	69億78百万円 (69.5%)	110億円	63.4%
回収	128件 (107.6%)	17億94百万円 (98.4%)	17億円	105.5%

※（ ）内の数値は対前年度比を示しています。

3. 決算概要

平成24年度の決算概要（収支計算書）は、次のとおりです。

	金額
経常収入	54億61百万円
経常支出	32億14百万円
経常収支差額	22億47百万円
経常外収入	104億50百万円
経常外支出	106億93百万円
経常外収支差額	▲2億43百万円
制度改革促進基金取崩額	1億27百万円
当期収支差額	21億31百万円

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、21億31百万円の収支差額を計上することができました。

4. 重点課題への取り組み状況

各部門において重点課題として掲げた項目への取り組み状況は、次のとおりです。

(1) 保証部門

厳しい経営環境にある中小企業に対し、政策保証をはじめとする各種保証制度を活用するとともに、中小企業の経営実態に応じた迅速かつ適切な保証を推進しました。また、保証条件の変更にも柔軟に対応する等、個々の中小企業者の実情に応じた資金繰り支援に取り組みました。

① 経営実態に応じた適切な保証

セーフティネット保証や震災関連保証の利用先について、引き続き資金繰り安定のため弾力的な支援を実施しました。

また、借換保証や条件変更についても、中小企業金融円滑化法の趣旨に鑑み、資金繰り円滑化のため、経営実態に応じた柔軟な対応に努めました。

その結果、借換保証は件数、金額ともに前年を下回ったものの、条件変更は件数で前年比101.5%と前年を上回り、金額でも前年比99.5%となり、過去最高となった前年度とほぼ同水準となりました。

企業の経営実態把握のため、積極的な現地訪問などをすることで、定性要因を加味した保証審

査に努めました。

■借換保証、条件変更の承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
保証承諾	20,853	192,044	106.5	18,912	160,563	83.6
借換保証	1,413	20,806	63.4	1,102	13,110	63.0
条件変更	10,473	100,510	110.6	10,626	100,012	99.5

②責任共有制度の取り組み強化

金融機関と協会とが適切な責任分担を図る責任共有保証の利用定着を進めるため、説明会や情報交換会等において、制度の周知を図りました。

セーフティネット保証の全業種指定の終了や震災関連保証の利用が落ち着いたことに加え、普及啓発に努めた結果、責任共有対象保証の保証承諾全体に占める割合は71.0%と大幅に増加し、今後もこの傾向は続くものと思われまます。

■責任共有保証の承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
責任共有対象	11,734	100,965	52.6	12,838	113,933	71.0
責任共有対象外	9,119	91,079	47.4	6,074	46,630	29.0

③地方公共団体制度及び各種保証制度の推進

厳しい経営環境の中、中小企業の資金繰り支援のため、固定・低金利で利用者負担の少ない県・市町村制度を積極的に推進しました。しかし、県制度は、前年度に震災関連制度により大幅に伸長した反動もあり承諾が大きく減少しました。一方、市町村制度は、保証料補助等の企業者の負担軽減措置の効果もあり小幅な減少に止まりました。

また、両制度ともに利用減少となったものの、構成比では保証承諾全体の48.2%を占めました。

■県制度、市町村制度の保証承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
県制度	5,843	53,777	122.0	4,685	37,517	69.8
市町村制度	7,975	40,373	104.4	7,840	39,805	98.6

資金調達手段の多様化を支援するため、流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度について、積極的な推進を図るとともに、金融機関に対しては勉強会や保証業務講座による周知、協会職員については、「動産評価アドバイザー」の資格取得の奨励など、制度の理解向上に努めた結果、両制度ともに承諾は前年を上回りました。

地域の活性化や雇用の創出に効果がある新規開業を促進するため、創業予定者や創業後間もない中小企業者に対して、金融相談、創業計画書の作成助言等を行うとともに、支援機関が主催する創業者向けセミナー等において、創業保証の周知を図りました。また、資金調達に関しては、創業者との面談や現地調査により実態把握に努めながら、国の創業関連保証や県・市町の創業制度を活用して積極的な支援を行いました。

金融と経営支援の一体的な取組みを推進するため、10月に創設した経営力強化保証については、金融機関、認定支援機関向け説明会を開催するとともに、月報やホームページで周知を図るなど利用促進に努めました。

■各種保証制度承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
流動資産担保融資保証	18	373	111.9	22	747	200.3
中小企業特定社債保証	28	1,496	415.6	57	3,408	227.8
創業保証	338	1,648	131.0	368	1,438	87.3
経営力強化保証	-	-	-	3	62	-

④セーフティネット保証や小口零細企業保証等の適正利用

厳しい業況にある中小企業を支援するため、セーフティネット保証や震災関連保証について、制度の趣旨に鑑み柔軟な対応に努めるとともに、説明会の開催や月報、ホームページへの掲載により制度の改正点等の周知を図りました。しかし、震災関連保証の利用が落ち着いたことやセーフティネット保証5号の全業種指定が終了したこともあり、両制度とも承諾は前年を下回りました。

また、信用力の乏しい小規模事業者や業歴の浅い企業の支援のため、責任共有対象外となる小口零細企業保証を推進しましたが、地公体制度に比べ金利等に割高感があることなどもあり、承諾は前年を下回りました。

■震災関連保証、セーフティネット保証、小口零細企業保証の承諾状況

(単位：百万円、%)

	平成23年度			平成24年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
震災関連保証	4,479	61,051	-	2,428	25,312	41.5
セーフティネット保証	3,035	27,820	33.4	1,457	15,497	55.7
小口零細企業保証	207	532	89.6	182	400	75.2

⑤関係機関との連携強化

県内関係機関相互の連携強化により経営支援の実効性を高めるため、とちぎ中小企業支援ネットワークを構築し（参加機関28機関）、事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催（10月、3月）するとともに、個別中小企業に対する経営支援の方向性についての意見交換・調整のために「経営サポート会議」を開催しました。（7企業、7回）また、事業再生の環境整備のため、同ネットワークに参加する県内金融機関等と連携して事業再生ファンドの組成に向けた検討を進めました。今後はファンド組成後の出資（1,000万円）を予定しています。

県とは、県制度の改正点や保証料率体系の見直しについての意見交換や勉強会（8月、9月）を実施しました。また、中小企業の円滑な事業再生に資するため「栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例」の制定を働きかけるとともに、随時、意見交換や情報交換を行いました。

市町とは、各種会議において情報交換を行い、融資期間の延長等についての意見交換を行いました。

金融機関との連携強化のため、本部との情報交換、説明会を適時行うとともに、営業店への積極的な訪問や情報交換会により保証推進に努めました。また、保証業務の円滑化のため、金融機

関の担当者を対象とした保証業務講座を開催し（2月）、金融機関から75名が参加しました。

商工団体とは、事務打合せ会議を開催し情報交換に努めました。

中小企業の販路開拓支援のため、足利銀行と「ものづくり企業・展示商談会」を共催し、企画段階から参画するとともに、展示会当日の運営まで携わりました。また、東京信用保証協会が主催する「江戸・TOKYO技とテクノの融合展」に県内3企業の出展枠を確保するとともに、出展費用の補助等を行いました。

栃木県中小企業診断士会と業務委託契約を締結して、外部専門家等活用支援事業を開始し（11月）、指導・助言、経営改善計画策定支援を行う「個別指導」や中小企業診断士による「経営相談会」（2月）を実施しました。（個別指導実施10企業、延べ15回）

⑥ 審査能力の向上および適正保証の推進

審査能力の向上のため、OJTを主体としてノウハウの承継に努めるとともに、現地調査や経営者との面談を通じて目利き能力の向上に努めました。また、全国信用保証協会連合会が行う各種研修に職員を参加させ、保証審査等に必要な知識の確保やスキルアップを図りました。

保証審査の迅速化・効率化のため、全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫等への照会事例を社内ネットワークに掲載し、情報共有化を図りました。

反社会勢力等の排除のため、関係機関からの情報収集に努めるとともに、ポスター及びチラシの作成・配布により周知を図りました。

⑦ 保証制度等の周知

保証協会の役割や各種保証制度の周知のため、当協会発行の月報やリーフレット、ホームページ、マスメディア等を活用して、積極的な情報提供を行いました。

また、金融機関との情報交換会の開催や積極的な金融機関店舗訪問等により、各種保証制度の周知を図りました。

(2) 期中管理部門

厳しい経済情勢が続く中、保証実行後における中小企業への支援強化のため、中小企業の実態を早期に把握するとともに、関係機関と連携しながら効果的な経営支援の実施に努めました。また、延滞・事故等への早期着手と継続的な期中管理による事業継続支援により代位弁済の抑制に努めました。

① 企業状態に応じた経営支援

保証利用先への積極的な現地調査により現況把握に努めるとともに、セーフティネット保証5号の利用先については、金融機関が提出する業況報告書を活用し経営実態を的確に把握することで、実情に応じた経営支援の実施に繋がりました。

経営改善計画を独自で作成できない小規模事業者等への支援については、新たに立ち上げた外部専門家等活用支援事業により、経営改善計画書策定支援を行いました。

再生支援については、効果的な支援実施のため、中小企業再生支援協議会が主催するセミナーや定例情報交換会、同協議会主催のバンクミーティングへ積極的に参加するなど連携強化を図るとともに、情報共有に努めました。（情報交換会への参加2回、バンクミーティングへの参加57回）

また、震災により影響を受けた企業への支援については、東日本大震災事業者再生支援機構との連携により再生支援に取組みました。（支援決定2企業）

② 大口保証先の管理

保証債務残高2億円以上の大口保証先については、経営実態把握のため、決算書を徴求するとともに、必要に応じ現地訪問の実施や金融機関訪問によるヒアリングを行いました。（大口保証先の決算書徴求先246企業）

③ 重点管理先の経営支援

経営支援強化のため、調査支援室に経営支援担当者を増員しました。

保証債務残高1億円以上で返済緩和を行っている先等を重点管理先として選定し、現地調査・面談、金融機関とのヒアリング等により経営状態や資金繰り状況を把握したうえで分類化を行うことで、より集中的かつきめ細やかな期中支援・管理を実施しました。

とりわけ経営改善計画策定や金融調整を必要とする企業に対しては、外部専門家等活用支援事業や経営サポート会議を活用するなど、金融機関等と連携した支援を実施しました。

④ 経営相談体制の充実

中小企業者からの経営相談や資金繰り相談等に対応するため、常設相談窓口に加えて、専門家(中小企業診断士)による経営相談会や協会職員による経営相談会を実施するなど、相談体制の充実に努めました。

相談に対しては、財務診断ツールである「中小企業経営診断システム(MSS)」や経営改善計画策定等の機能を有した企業再生支援ツール「中小企業再生サポートシステム(CSS)」を活用することで、中小企業者の実情に応じたきめ細かな経営相談を実施しました。(MSS 47企業、CSS 4企業)

また、栃木県において実施している「経営改善特別相談窓口事業」に引き続き協会職員を派遣しました。(月、水、金の週3回)

⑤ 延滞・事故管理の早期着手

延滞管理の早期着手のため、調査支援室に延滞管理専門の担当者を配置し、延滞1回目から金融機関への照会を行い、正常化へ向けた調整を図るとともに、その照会・督促状況をまとめた「早期延滞管理表」を作成し進捗管理をするなど、初動管理強化に努めました。

また、当協会の基幹システムから出力される「督促リスト」(月賦延滞2回以上、30日以上)の期限経過先のリスト)を有効に活用し、金融機関との連携を図りながら早期実態把握に努めることで、延滞解消等の調整が可能な企業に対しては正常化を促進し、代位弁済の抑制を図るとともに、調整が困難な先に対しては迅速に代位弁済を実行することで、代位弁済利息の抑制と回収の早期着手に繋がりました。

(3) 回収部門

物的担保や第三者保証人を徴求していない求償権の増加、不動産市況の低迷等により回収環境が年々厳しくなる中、物件処分の促進、定期回収の底上げ、一部弁済による保証債務免除、サービスの有効活用等により、回収の最大化に努めました。

① 回収の最大化

回収方針の早期決定のため、代位弁済実行後に速やかに債務者及び保証人との面談を行うとともに、個別案件ごとにヒアリングを実施することで進行管理を徹底しました。また、経験豊富な再雇用嘱託職員を配置し、若手職員の管理回収スキルの向上を図りました。

定期回収の底上げのため、定期回収専門の担当者による延滞督促を実施するなど管理強化を図るとともに、収納・口座振替システムの推進等により回収方法の多様化に努めましたが、厳しい経済環境を反映し、定期回収額は前年を下回りました。

回収の最大化、再生機会の提供のため、無担保・高齢者の案件に対しては、一部弁済による保証債務免除を推進しました。

② 回収業務の効率化・合理化

回収の効率化と合理化を図るため、無担保求償権及び実質無担保化した有担保求償権をサービスへ積極的に委託しました。当年度は193企業、29億61百万円を委託し、3億39百万円(前年比149.7%)を回収しました。

また、回収見込みのない求償権については管理事務停止及び求償権整理を推進し、当年度は管理事務停止を74億79百万円、求償権整理を70億35百万円実施しました。

③ 再生支援への取り組み

求償権消滅保証の実施に向けての経営改善計画策定に関しては、国で実施したネットワーク強化

事業による中小企業診断士派遣を活用するなど調整を図りました。

(4) その他間接部門

①コンプライアンス・リスク管理の徹底

コンプライアンス意識向上のため、コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会を2回開催したほか、全職員を対象としたコンプライアンス及び個人情報保護法の内部研修を実施(10月、2月)するとともに、外部講師等による研修会を2回開催しました。

保証料徴収及び保険料支払いの違算防止の徹底及び職員の理解促進のため、事例に基づく説明会を実施しました。

システム面のリスク管理強化のため、「ネットワーク管理運用規程」を制定し、ネットワークの安定・適正運用に努めました。また、FAXの誤送信防止のため、各金融機関営業店に対するFAX送信テストを実施しました。

反社会勢力等を含めた不正利用防止の徹底のため、データベース化等による情報共有化について関係各課で協議を進めました。

②運営規律の強化

第2次中期事業計画及び平成23年度経営計画に対する実施状況について、自己評価を行い6月27日の外部評価委員会で、業務実績等についての評価を受けました。また、評価内容については月報、ホームページ等で公表しました。

平成24年度経営計画を策定し、その内容を月報、ホームページ等で公表して経営の透明性を高めました。また、毎月課長以上の幹部会議で、事業計画の達成状況等について確認し、事業計画の進行管理の徹底を図りました。

③経営基盤の強化

信用リスクの適切な管理のため、CRDを活用した保証審査支援システムの有効利用を図るとともに、CRD料率区分ごとの保証債務残高の把握に努め、四半期ごとに課長以上の幹部会議で報告を行いました。

協会の財務基盤強化のため、資金運用については安全性に考慮しつつ、定期預金・有価証券による効率的な運用に努めましたが、市場金利の低迷により運用益は前年を下回りました。

決算内容の理解促進のため、平成23年度の決算内容についての内部説明会を開催し、職員のコスト意識の醸成に努めました。

また、代位弁済利息の圧縮のため、代位弁済方針が決定した先に対しては、進行管理の徹底により早期代位弁済の実施に努めました。

④危機管理の強化

危機管理の強化のため、事業継続計画(BCP)、緊急時対応マニュアルを一部修正するなど、より実効的なものとするための見直しを行いました。また、緊急時の通信手段確保のため、安否確認システムを導入するとともに、システム利用の説明会を開催し周知を図りました。

システム上の電源遮断リスクの最小化のため、老朽化した変電装置を撤去し電源経路の再構築を図りました。また、ルーター等のネットワーク機器に無停電電源装置を設置し、停電時の突発的な通信リスク回避を図りました。

⑤人材育成

職員のレベルアップのため、研修計画に基づき全国信用保証協会連合会主催の研修をはじめとする各種研修に延べ64名の職員を派遣するとともに、21名の職員が通信教育講座を受講しました。また、報奨金制度等により、中小企業診断士をはじめとする資格取得を奨励しました。

職場の健康管理、メンタルヘルスケアのため、健康保険組合主催のメンタルヘルス研修へ管理職2名を派遣しました。

⑥ 広報活動の充実

適時適切な情報発信のため、保証制度の改正や取組事項等については月報やホームページへ掲載するとともに、今年度から新たに開始した外部専門家等活用支援事業や経営相談会事業等については、県庁記者クラブへのリリースや、FM栃木、下野新聞をはじめとする各種新聞への掲載により周知を図りました。

また、商工団体の広報誌へ掲載を依頼するなど、関係機関との連携により周知を図りました。

⑦ 実施マニュアル等の見直し

保証業務の円滑化のため、金融機関担当者向けの「ハンディマニュアル」の改訂版を作成し、配布しました。

また、保証申込関係書類の記入方法をまとめた、「信用保証申込書記入の手引」の改訂作業をすすめました。

⑧ その他の取組事項

協会業務の改善・効率化のため、他協会への業務視察を実施しました。

職員の健康を保持・増進するため、外部講師による健康セミナーを開催しました。（「原発事故と今後の対策」、「職場のメンタルヘルス」）

■外部評価委員会の意見等

- 金融円滑化法の終了を見据え、条件変更や借換を積極的かつ弾力的に行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化に努めたことは評価できます。金融円滑化法終了後も引き続き弾力的な対応を期待します。
- 一方で、そうした条件変更や借換を行った先について、いかに経営や資金繰りをソフトランディングさせていくかが、重要課題となっています。保証協会として経営支援、再生支援に関わり、いかに中小企業の経営力を強化するかが問われている中、調査支援室の経営支援担当者を増員し、積極的な現地訪問や面談等を実施して経営や資金繰りの状況把握に努めたことや外部機関と連携し適切に経営支援を実施したことは評価できます。今後も経営サポート会議の開催に向けた関係者の調整も含め、経営支援、再生支援に積極的に取り組むとともに、代位弁済への移行が懸念される経営状態にある企業、とりわけ小規模事業者への目配りを期待します。また、外部機関と連携して新たに立ち上げた経営支援策については今後より一層の定着化に努めることを期待します。
- 中小企業は物的担保に供する資産余力が不足しているところが多く、流動資産担保保証制度や中小企業特定社債保証制度の活用により資金調達の多様化に努めたことは評価できます。今後も積極的に取り組むことを期待します。
- 延滞・事故管理の早期着手による代位弁済の抑制や代位弁済となった場合も早期回収に繋げるなど、迅速な対応を行っていることは評価できます。また、回収環境が厳しくなる中、経験豊富な再雇用職員を配置することで若手職員の回収スキル向上を図っており、こうした人材育成のシステムを構築したことは良い試みであると考えます。
- 厳しい状況の続いた数年を乗り切った現在、内部体制の充実を図る時期にあると思われれます。今年度も調査支援室を企業支援課へ統合し、期中管理、経営支援、再生支援を一体的に実施できる体制をつくるなど、組織変更を実施していますが、引き続き見直しや改善により内部管理体制の強化に努めていくことを期待します。
- コンプライアンス体制については、全職員を対象とした研修の実施や新たなルール作りなどにより意識向上を図っていることは評価できます。
- 危機管理対策については、着実に対策を積み上げ改善されております。今後は、必要に応じコンティンジェンシープランの発動といった予行練習などにより職員の意識を高め、単なる形式に流されず、真に有事に対応できる体制の構築を期待します。

決算

貸借対照表（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	397	基本財産	24,852,137
預け金	14,170,634	基金	4,867,756
普通預金	964,013	基金準備金	19,984,381
定期預金	13,200,000	制度改革促進基金	205,287
郵便貯金	6,621	収支差額変動準備金	11,281,744
金銭信託	0	責任準備金	2,847,996
有価証券	32,458,976	求償権償却準備金	528,254
国債	0	退職給与引当金	554,343
地方債	24,752,788	損失補償金	0
社債	7,702,188	保証債務	467,766,499
株式	4,000	求償権補填金	0
その他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	238,409	長期借入金	0
事業用不動産	202,974	短期借入金	0
事業用動産	35,434	収支差額変動準備金造成資金	0
損失補償金見返	0	雑勘定	9,476,137
保証債務見返	467,766,499	仮受金	195,045
求償権	1,698,343	保険納付金	132,604
譲受債権	0	損失補償納付金	11,121
雑勘定	1,179,138	未経過保証料	9,130,684
仮払金	6,934	未払保険料	2,752
厚生基金	132,426	未払費用	3,931
未収利息	79,542		
未経過保険料	942,759		
その他	17,478		
合計	517,512,396	合計	517,512,396

地方債・社債等、安全性の高い有価証券を保有し、資金運用を行っています。

金融機関へ代位弁済し、取得した債権が求償権です。ここから、年度末に求償権を償却処理した残額が計上されています。

日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。

地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。一般企業の資本金に相当します。

部分保証の利用促進のため、国から拠出された基金です。

収支差額に欠損が生じた場合等に備える為の準備金です。

受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。

決算概要

当協会の概要

平成24年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

収支計算書（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
経 常 収 入	5,461,245
保 証 料	4,300,851
預 け 金 利 息	62,509
有 価 証 券 利 息 配 当 金	471,695
延 滞 保 証 料	12,764
損 害 金	14,616
事 務 補 助 金	107,156
責 任 共 有 負 担 金	441,559
雑 収 入	50,093
経 常 支 出	3,213,967
業 務 費	1,133,895
信 用 保 険 料	1,974,863
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	105,209
雑 支 出	0
経 常 収 支 差 額	2,247,278
経 常 外 収 入	10,449,733
償 却 求 償 権 回 収 金	204,834
責 任 準 備 金 戻 入	2,918,076
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	663,887
求 償 権 補 填 金 戻 入	6,653,788
保 険 金	6,161,645
損 失 補 償 補 填 金	492,143
そ の 他 収 入	9,147
経 常 外 支 出	10,693,142
求 償 権 償 却	7,274,185
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	18,430
退 職 金	23,833
責 任 準 備 金 繰 入	2,847,996
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	528,254
そ の 他 支 出	445
経 常 外 収 支 差 額	△243,410
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	127,346
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	2,131,213
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	639,364
基 本 財 産 繰 入 額	1,491,849

お客様などからいただいた信用保証料のうち、当年度に係る部分を計上したものです。翌事業年度以降に係る部分は、未経過信用保証料に計上しています。

責任共有制度により金融機関から受領した負担金です。

受領した責任共有負担金から、日本政策金融公庫へ支払った納付金です。

年度末求償権のうち、回収不能と認められるものに対し償却処理した求償権です。自己資金や年度中に受領した保険金、損失補填金を原資に相当額を償却します。

資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

地方公共団体の制度や金融機関との提携制度を運営する上での信用保証料や経費の補助金を計上しています。

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料です。

代位弁済に伴い受領した保険金と損失補償金から、回収分を納付した後の金額を計上しています。

将来の不測の事態に備えて、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。一般企業の貸倒引当金に相当します。

財産目録（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	397	責任準備金	2,847,996
預 け 金	14,170,634	求償権償却準備金	528,254
金 銭 信 託	0	退職給与引当金	554,343
有 価 証 券	32,458,976	損 失 補 償 金	0
その他有価証券	0	保 証 債 務	467,766,499
動 産 ・ 不 動 産	238,409	求償権補てん金	0
損失補償見返	0	借 入 金	0
保証債務見返	467,766,499	雑 勘 定	9,476,137
求 償 権	1,698,343		
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	1,179,138		
合 計	517,512,396	合 計	481,173,228
		正 味 財 産	36,339,168

ごあいさつ

当協会の概要

平成24年度
事業概況

事業計画

信用保証業務

コンプライアンス

個人情報保護

業務数値

1. 主要業務数値

■主要業務数値の推移

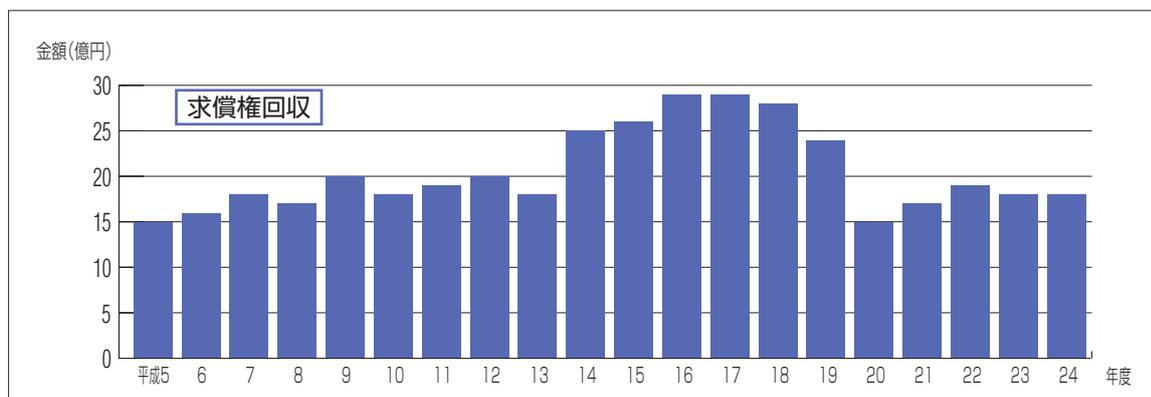
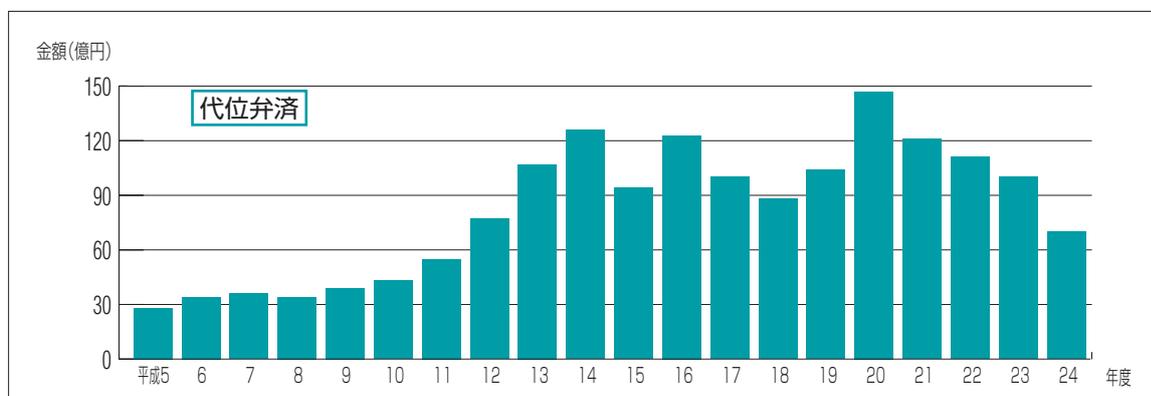
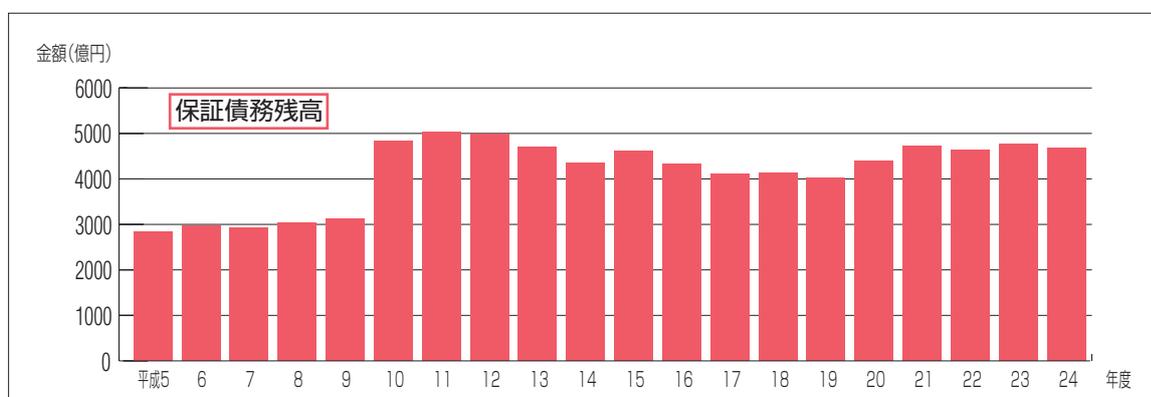
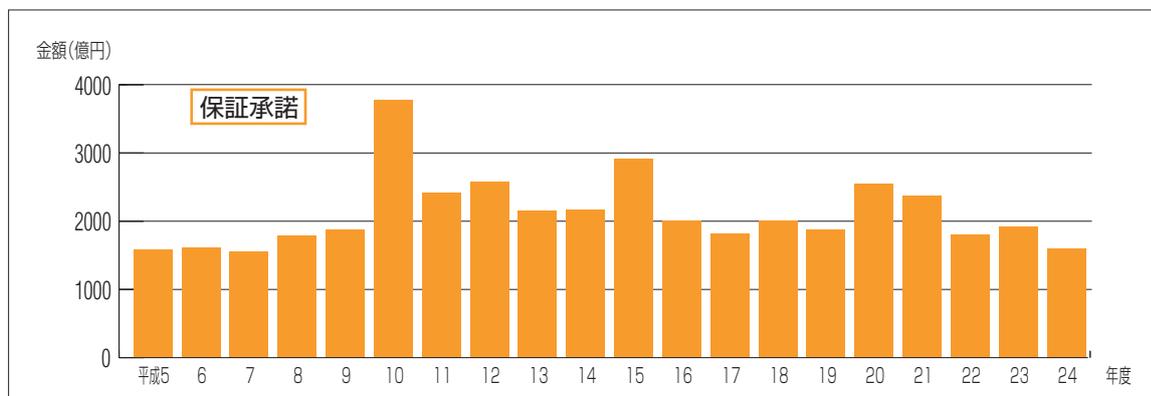
(単位:百万円)

	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
平成5年度	158,627	284,508	2,815	1,504
6	161,229	297,536	3,487	1,634
7	155,574	293,709	3,666	1,838
8	178,842	303,879	3,400	1,721
9	187,728	311,990	3,900	2,094
10	378,406	482,579	4,375	1,863
11	241,447	503,422	5,592	1,909
12	257,704	498,371	7,752	2,085
13	216,188	470,784	10,751	1,837
14	216,624	434,649	12,678	2,509
15	291,581	461,553	9,412	2,670
16	200,526	433,203	12,376	2,993
17	181,436	411,097	10,080	2,987
18	201,369	413,505	8,899	2,870
19	188,095	402,467	10,499	2,471
20	254,628	440,223	14,746	1,579
21	238,172	472,747	12,138	1,736
22	180,339	464,669	11,107	1,932
23	192,044	476,745	10,044	1,823
24	160,563	467,766	6,978	1,794

■本支所別

(単位:百万円、%)

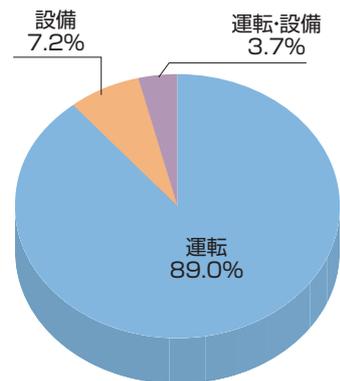
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
本 所	16,352	138,373	86.2	84.9	57,859	392,273	83.9	99.0	801	5,939	85.1	69.8
足利支所	2,560	22,190	13.8	76.4	10,296	75,493	16.1	94.0	162	1,039	14.9	73.4
合 計	18,912	160,563	100.0	83.6	68,155	467,766	100.0	98.1	963	6,978	100.0	69.5



2. 資金使途別

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
運 転	16,672	142,953	89.0	81.4
設 備	1,429	11,613	7.2	102.8
運転・設備	811	5,997	3.7	117.7
合 計	18,912	160,563	100.0	83.6



3. 制度別 (主な制度)

(単位:百万円、%)

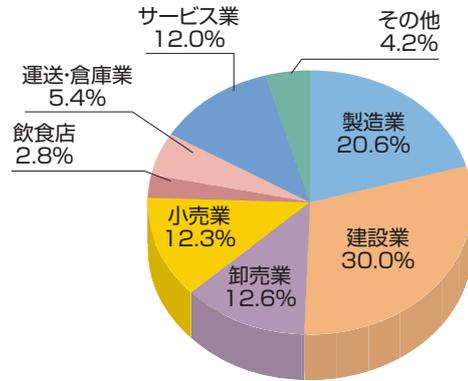
制 度	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
制 度 保 証	14,948	110,896	74.5	61,453	396,860	95.4	826	5,977	66.4
県 制 度	4,685	37,517	69.8	21,292	155,231	96.3	294	2,027	88.2
市 町 村 制 度	7,840	39,805	98.6	25,436	85,203	106.1	151	546	94.7
セーフティネット保証	1,457	15,497	55.7	26,667	204,884	80.7	539	4,601	61.2
5 号 認 定	1,457	15,497	55.7	18,046	139,951	85.3	259	1,872	95.2
6 号 認 定	0	0	-	8,369	63,741	72.5	275	2,709	49.6
災 害 関 係 保 証	7	76	3.6	162	1,647	88.7	1	32	-
東日本大震災復興緊急保証	2,421	25,236	45.6	5,887	65,436	134.2	35	294	504.1
創 業 関 連 保 証	343	1,236	93.8	1,070	2,914	105.7	29	104	86.0
中小企業特定社債保証	57	3,408	227.8	99	5,508	221.6	0	0	-
流動資産担保融資保証	22	747	200.3	16	600	164.0	0	0	-
当 座 貸 越 根 保 証	144	2,605	135.5	273	4,571	102.8	1	8	5.8
事業者カードローン根保証	589	2,557	115.4	1,193	4,676	98.3	8	28	50.4
小口零細企業保証	182	400	75.2	568	870	88.7	10	25	131.3
経 営 力 強 化 保 証	3	62	-	2	51	-	0	0	-
金 融 機 関 提 携 保 証	567	13,554	83.2	2,968	48,350	87.2	85	1,173	61.1
商工いきいき特別保証	232	764	85.0	2,413	4,607	80.4	75	183	77.9
一 般 保 証	3,964	49,668	114.9	6,702	70,907	116.9	137	1,002	96.2
合 計	18,912	160,563	83.6	68,155	467,766	98.1	963	6,978	69.5

4. 業種別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

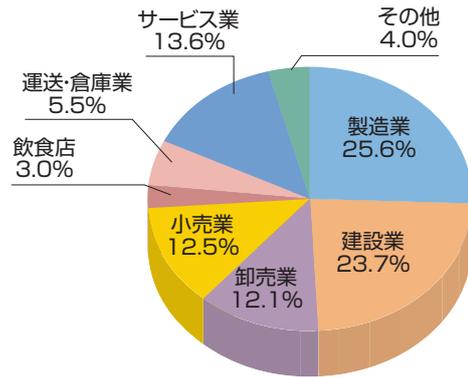
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	3,331	33,112	20.6	79.1
建設業	6,017	48,227	30.0	89.0
卸売業	1,901	20,210	12.6	82.4
小売業	2,723	19,762	12.3	84.2
飲食店	938	4,557	2.8	86.4
運送・倉庫業	771	8,670	5.4	90.5
サービス業	2,486	19,213	12.0	73.0
その他	745	6,812	4.2	124.2
合計	18,912	160,563	100.0	83.6



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

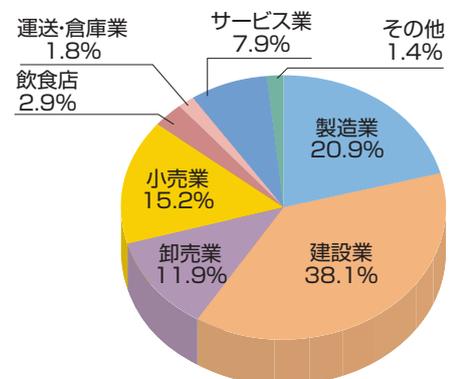
	件数	金額	構成比	前年比
製造業	14,415	119,857	25.6	96.4
建設業	17,450	110,839	23.7	97.3
卸売業	6,556	56,461	12.1	98.1
小売業	10,055	58,307	12.5	98.0
飲食店	3,824	14,206	3.0	100.9
運送・倉庫業	3,026	25,939	5.5	101.8
サービス業	10,107	63,632	13.6	99.2
その他	2,722	18,525	4.0	146.0
合計	68,155	467,766	100.0	98.1



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
製造業	169	1,455	20.9	54.6
建設業	332	2,660	38.1	107.1
卸売業	114	828	11.9	78.6
小売業	144	1,059	15.2	70.8
飲食店	53	200	2.9	70.0
運送・倉庫業	16	123	1.8	86.0
サービス業	115	552	7.9	40.6
その他	20	101	1.4	35.1
合計	963	6,978	100.0	69.5

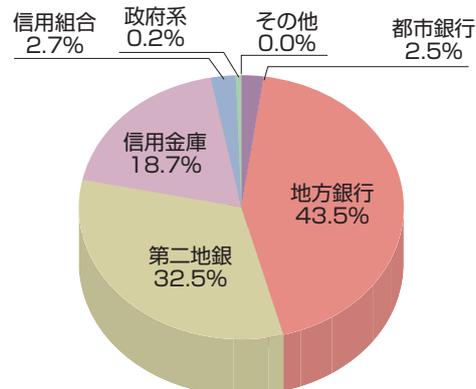


5. 金融機関群別

■保証承諾

(単位:百万円、%)

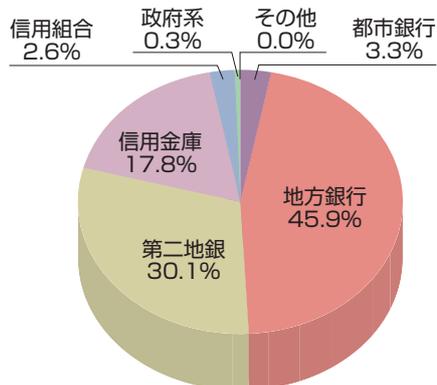
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	161	4,069	2.5	70.3
地方銀行	6,434	69,793	43.5	87.3
第二地銀	6,995	52,125	32.5	80.3
信用金庫	4,544	29,996	18.7	83.9
信用組合	755	4,304	2.7	82.2
政府系	23	276	0.2	60.7
その他	0	0	0.0	-
合計	18,912	160,563	100.0	83.6



■保証債務残高

(単位:百万円、%)

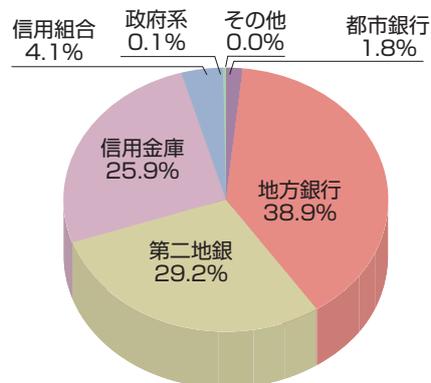
	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	856	15,262	3.3	95.3
地方銀行	26,092	214,905	45.9	100.4
第二地銀	23,132	140,677	30.1	96.1
信用金庫	14,990	83,255	17.8	96.2
信用組合	2,949	12,112	2.6	100.3
政府系	134	1,556	0.3	91.1
その他	2	1	0.0	90.8
合計	68,155	467,766	100.0	98.1



■代位弁済

(単位:百万円、%)

	件数	金額	構成比	前年比
都市銀行	13	125	1.8	136.3
地方銀行	340	2,715	38.9	53.7
第二地銀	286	2,035	29.2	77.9
信用金庫	262	1,808	25.9	97.1
信用組合	58	289	4.1	97.9
政府系	4	7	0.1	6.0
その他	0	0	0.0	-
合計	963	6,978	100.0	69.5



6. 市町別

(単位:百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
宇都宮市	5,255	44,638	82.0	18,316	123,022	97.5	215	1,323	79.5
足利市	1,183	10,316	68.2	5,547	42,959	94.2	118	829	85.8
栃木市	1,465	12,493	95.8	4,843	33,605	97.3	115	901	75.6
佐野市	1,163	9,721	84.6	4,203	28,340	98.1	44	211	56.7
鹿沼市	1,018	9,167	96.8	3,658	26,669	98.6	50	333	61.7
日光市	792	6,412	65.8	3,002	20,641	93.9	22	159	27.9
小山市	1,577	13,839	81.5	5,482	40,855	102.3	105	1,060	121.1
真岡市	525	3,839	69.4	2,193	13,488	94.7	53	204	86.9
大田原市	839	7,002	92.2	2,754	18,029	102.0	40	210	51.8
矢板市	334	2,915	119.7	1,106	6,718	108.1	24	101	33.5
那須塩原市	1,265	11,389	87.3	4,784	33,225	97.6	75	922	64.6
さくら市	416	3,781	93.6	1,266	8,781	104.3	1	6	4.6
那須烏山市	311	1,773	74.1	955	5,410	94.9	1	2	1.9
下野市	395	2,917	87.9	1,177	6,404	95.9	10	47	14.8
上三川町	215	1,866	96.9	749	5,195	97.8	0	0	-
益子町	200	1,202	101.2	908	3,707	102.6	7	20	-
茂木町	154	800	50.0	659	2,932	90.4	6	55	808.5
市貝町	85	578	63.7	422	2,432	94.2	7	47	363.0
芳賀町	103	778	78.1	491	2,462	92.0	13	208	-
壬生町	314	2,600	85.8	1,190	7,607	95.6	6	65	16.3
野木町	155	868	88.1	485	2,413	98.2	3	11	228.0
岩舟町	163	1,364	82.8	514	3,553	94.7	2	4	199.0
塩谷町	79	789	123.5	269	1,560	105.1	2	4	10.1
高根沢町	258	2,135	101.7	771	4,882	103.3	4	14	27.0
那須町	339	3,122	82.5	1,269	9,175	102.2	32	101	43.3
那珂川町	133	890	117.2	500	2,337	95.3	3	22	127.8
《県外》	176	3,372	88.2	642	11,366	109.5	5	121	84.4
合計	18,912	160,563	83.6	68,155	467,766	98.1	963	6,978	69.5

7. 保証浸透度の推移

	対象企業者数	利用企業者数	保証浸透度
平成20年度末	70,412	23,656	33.6%
平成21年度末	70,412	24,214	34.4%
平成22年度末	70,412	24,318	34.5%
平成23年度末	70,553	24,650	34.9%
平成24年度末	70,736	24,823	35.1%

取り組み

トピックス

	主なトピックス一覧
4月	「金融機関との事務連絡会議」を開催
5月	「平成24年5月に発生した突風等による災害に関する特別相談窓口」を開設
6月	「金融機関店舗表彰」を実施 「外部評価委員会」を開催
7月	「市町村特別保証制度連絡会議」を開催 「『食の魅力』発見プロジェクト2012」を後援
9月	関東信越税理士会栃木県支部連合会との情報交換会に参加
10月	「経営力強化保証制度」を創設 「金融機関との事務連絡会議」を開催 県内3企業の「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2012」への出展支援 「とちぎ中小企業支援ネットワーク」が発足 「第1回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催
11月	「ものづくり企業展示・商談会2012」を開催 「市町村商工担当者との事務打ち合わせ会議」を開催 「外部専門家等活用支援事業」を開始
12月	「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」を開催
1月	「新春経済講演会」を開催 「とちぎ食と農の展示・商談会2013」を後援
2月	「第43回保証業務講座」を開催 栃木県中小企業再生支援協議会との情報交換会を開催
3月	「第2回とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催 「経営改善・資金繰り相談窓口」を開設

「とちぎ中小企業支援ネットワーク」発足

「とちぎ中小企業支援ネットワーク」は、会員機関相互の連携強化を図り県内中小企業者に対する経営・再生支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、平成24年10月18日に発足しました。

県内に本店を有する金融機関、政府系金融機関、経営支援機関、専門家、商工団体、国、県など28機関が参加し、当協会が事務局を務めています。

同ネットワークでは、情報交換や経営支援施策・再生事例の共有により、中小企業支援に対する目線を揃え、地域全体の経営改善スキルの向上を目的とした「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」、個別中小企業等の経営・再生支援の方向性について協議を行う「経営サポート会議」を開催しています。

■とちぎ中小企業支援ネットワーク会議開催実績：
2回（10月18日、3月11日）

■経営サポート会議開催実績：7企業7回



「経営力強化保証制度」創設

「経営力強化保証制度」は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定を支援し、融資実行後も継続的な経営支援を行うことで、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。

金融と経営支援の一体的取組みとして本制度を積極的に推進し、中小企業者の支援に努めました。



「外部専門家等活用支援事業」開始

「外部専門家等活用支援事業」は、中小企業者の経営支援策の一環として、経営改善意欲のある中小企業者に対し、豊富な経験と知識を有する外部の専門家を活用することで、より実効性のある経営支援を行うことを目的とした当協会独自の事業で、「個別指導」と「経営相談会」を行っています。

11月に一般社団法人栃木県中小企業診断士会と業務委託契約を締結することで事業を開始し、中小企業者が抱える経営課題の解決等経営支援に努めました。

■外部専門家による個別指導

「個別指導」では、当協会の利用があり、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者に専門家を派遣し、指導・助言、経営改善計画策定支援を行います。

■外部専門家による経営相談会

「経営相談会」では、中小企業者が抱える経営課題や創業を目指す方からの相談に対し、指導・助言を行います。

創業・経営・再生支援

創業支援では、創業予定者や創業後間もない中小企業者に対し、市町や支援機関が主催する創業者向けセミナー等において創業保証の周知を図るとともに、金融相談、創業計画書の作成に関する助言等を行いました。また、創業者との面談や現地調査により実態把握に努めながら、創業保証等を活用することで積極的な支援に努めました。

経営・再生支援では、中小企業者の現況の把握や経営改善に向けた課題の共有に努め、経営改善計画策定支援、金融支援、計画進捗のフォローアップ等を通じて、適時適切な支援を実施するとともに、関係機関と連携した「経営サポート会議」や「外部専門家等活用支援事業」等を積極的に活用することで支援強化に努めました。

関係機関との連携強化

金融機関との連携

金融機関のみなさまとは、情報交換会や事務連絡会議等により連携を深めました。

また、保証業務を主とした当協会の業務について理解を深めていただくために、金融機関との勉強会も実施しました。(金融機関勉強会参加実績：18回)

栃木県との連携

栃木県のみなさまとは、意見交換会や勉強会等により連携を深め、県制度融資の充実に努めました。

また、栃木県が実施する「経営改善特別相談窓口事業」に当協会職員を派遣し、協働で中小企業者の資金繰り相談に対応しました。

市町との連携

市町のみなさまとは、市町村特別保証制度の適正な運用と利用促進を図るために、「市町村特別保証制度連絡会議」や「市町商工担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。

また、市町村特別保証制度を実施している市町の、地域活性化に役立てていただくことを目的に、市町が開催するイベントに協賛しました。

	イベント名		イベント名
宇都宮市	第37回ふるさと宮まつり	矢板市	第31回矢板市ふるさとまつりin長峰
足利市	第8回足利そば祭り	那須塩原市	2012年那須野巻狩まつり
栃木市	第18回藤岡さくら祭り	さくら市	氏家商工まつり2012
	2012つが花火大会	那須烏山市	近代化遺産全国一斉公開2012inなすからすやま
	第11回小江戸野州栃木お蔵のお人形さん巡り	下野市	第1回下野市産業祭～ふれあいプラザ～
	ど田舎にしかた祭り	茂木町	もてぎうまいもの市
	おおひら産業祭	市貝町	第1回サシバの里いちかい夏まつり
佐野市	第20回さの秀郷まつり	芳賀町	芳賀町ロマン花火2012
鹿沼市	第40回鹿沼さつき祭り協賛花火大会	壬生町	壬生町ふるさとまつり
日光市	日光けっこうフェスティバル2012	岩舟町	サマーフェスタinいわふね2012
小山市	おやまサマーフェスティバル2012	野木町	第35回野木町産業祭
真岡市	第43回真岡市夏祭大花火大会	塩谷町	第17回塩谷町ふるさと納涼祭
	第4回尊徳夏まつり	那須町	第10回那須九尾まつり
大田原市	第20回芭蕉の里くろばね紫陽花まつり		

商工団体との連携

商工団体のみなさまとは、より良い協調体制の確立を図り、中小企業者への支援体制を強化することを目的に、「商工団体担当者との事務打ち合わせ会議」等を開催し、意見交換を行うことで連携を深めました。

その他外部機関との連携

栃木県中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、栃木県産業振興センター、栃木県中小企業診断士会、関東信越税理士会栃木県支部連合会等のみなさまとは、勉強会、意見交換会を通じ連携を深め、協働で創業・経営・再生支援に取り組みました。

ビジネスマッチングによる企業支援

中小企業者のビジネスチャンス拡大の支援を目的とし、「ものづくり企業展示・商談会2012」の開催をはじめ、「『食の魅力』発見プロジェクト2012」並びに「とちぎ食と農の展示・商談会2013」の後援、県内3企業の「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展2012」への出展支援を実施しました。

なお、「ものづくり企業展示・商談会2012」は、足利銀行、県内に本店を有する信用金庫・信用組合、当協会で開催したもので、企画から当日の運営まで積極的に参加し、出展企業及び来場者数の増加の一翼を担いました。



「ものづくり企業展示・商談会2012」の様子

「第43回保証業務講座」開催

県内に本支店を有する金融機関の担当者に参加いただき、「保証申込」から「代位弁済」までの実務について理解を深めていただきました。

また、懇親の場を設けることで、当協会担当者だけでなく、各金融機関担当者同士の意見交換も行われました。



経営の透明性の向上

経営方針や経営実態等を明確にし、適切な業務運営を確保するため、「第3次中期計画」及び「平成24年度経営計画」を公表しました。

また、「第2次中期計画」及び「平成23年度経営計画」について自己評価を行ったうえで、「外部評価委員会」を開催し、外部の有識者から実施状況等について評価・意見をいただき、その内容についても公表しました。



広報活動

ホームページ

当協会の概要や保証制度、企業支援に関する情報はもとより、関係機関の情報等多くの最新情報を掲載しています。

URL : <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



ディスクロージャー誌

中小企業者、関係機関をはじめ多くの方々に、当協会についての理解を深めていただくために、ディスクロージャー誌「栃木県信用保証協会のあらまし」を毎年発行しています。



広報誌

保証業務に関するトピックスやインフォメーション、業務概況、各種統計等を掲載した広報誌「保証だより」を毎月発行しています。



パンフレット・リーフレット

保証制度や当協会の取り組み等についての理解を深めていただくために、随時作成し配布しています。



手引き

保証業務等についての理解を深めていただくために、随時作成し配布しています。



キャラクター『ギャランベリー』

当協会キャラクター『ギャランベリー』は、「いちご」のフレッシュさと、「カモシカ」の可愛さを併せ持つ、栃木県生まれの生き物で、カモシカもびっくりの俊足で栃木県を駆け回り、頑張る企業のみなさまを応援しています。



プロフィール

生年月日：平成21年10月5日

出身地：栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号
栃木県産業会館

好きな食べ物：栃木県のB級グルメ

趣味・特技：栃木県の中小企業者を
信用保証で応援すること

性格：好奇心旺盛で、信用保証を知って
もらうことが何よりの喜び

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

1. 適正保証の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の経営実態に応じた適正保証に努めるとともに、金融機関との適切な責任分担に基づく責任共有保証の利用定着化を進めます。また、自治体の中小企業金融施策による県制度融資及び市町村制度融資を積極的に推進するとともに、多様化する中小企業の資金ニーズに応じた各種保証制度の積極的かつ適切な推進に取り組みます。

(1) 経営実態に応じた適切な保証

セーフティネット保証や震災関連保証が収束に向かう中、セーフティネット保証5号・6号や震災関連保証を利用した企業への長期的かつ安定的な資金繰りを支援するとともに、借換保証や条件変更等による資金繰り改善にも対応します。また、保証利用企業に対する現地調査を積極的に実施し、経営実態の的確な把握による適時適切な保証支援に取り組みます。

(2) 責任共有保証の取り組み強化

責任共有保証の利用を推進して、制度の浸透及び定着化を図り、中小企業への長期的かつ安定した資金繰りを支援します。

(3) 地方公共団体制度の保証推進

県制度融資及び市町村制度融資の積極的な推進により、幅広い中小企業への資金繰りを支援し、地域金融の促進に努めます。

(4) セーフティネット保証や小口零細企業保証等の適正利用

セーフティネット保証や震災関連保証等の政策保証については、制度の趣旨を踏まえ、適正かつ適切な保証を推進します。また、小規模企業については、小口零細企業保証等を活用した効果的な保証を推進します。

(5) 中小企業のニーズに応じた制度の活用

流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度等の各種保証制度を推進し、多様化する中小企業の資金ニーズにこたえ、顧客サービスの向上に努めます。

(6) 関係機関との連携強化

金融機関、県、市町村、商工団体等の関係機関と一層の連携・協調を図り、中小企業への経営支援を強化するとともに、ビジネスマッチング等の事業支援に取り組みます。また、中小企業にとって利用度の高い県・市町の制度融資や提携保証制度については、関係機関と連携し、充実した制度に向けて見直しを検討します。

2. 期中支援の強化

保証利用企業について、期中における経営実態を的確に把握し、適時適切な期中支援を行います。また、厳しい経営環境下において経営改善に取り組む企業に対しては、その実情に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関や関係機関と連携した効果的な経営支援と再生支援をサポートします。さらに、延滞・事故先に対しては早期対応に着手し、継続した期中管理を通して、代位弁済の抑制に努めます。

(1) 企業状態に応じた経営支援

保証利用企業については、現地調査やセーフティネット保証5号モニタリング等を通して、期中における経営実態の的確な把握に努めます。また、中小企業の実情に応じた創業支援、経営支援、再生支援を実施するとともに、返済緩和先や事故先等については、経営実態や資金繰り状況の把

握を通し、正常化に向けた取組みを支援します。

(2) 大口保証先の管理強化

大口保証先については、期中において決算書を徴求し業況を把握するとともに、必要に応じ現地調査や経営者との面談、金融機関からのヒアリング等を実施し、期中管理を強化します。

(3) 重点管理先の経営支援

重点管理先については、個々の経営実態に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関、栃木県中小企業再生支援協議会、専門家等と連携し、経営改善に向けた取組みを支援します。また、定期的なモニタリングを実施して、経営改善計画の進捗管理を行い、事業の維持・存続を支援します。

(4) 経営相談体制の充実

国の中小企業支援ネットワーク強化事業の活用、金融機関、県、市町村、商工団体等との連携を通して、中小企業の課題解決に向けた経営相談体制の充実を図ります。

(5) 適切な延滞・事故管理

延滞・事故先については、金融機関との連携を強化し、初期段階での調整を図り、正常化に向けた取組みを支援し、中小企業の事業継続に繋がります。

3. 運営基盤の強化

協会収支及び保険収支の健全化に向けて、さらなる回収の最大化、回収業務の効率化等に努めます。また、中小企業金融における信用保証協会の役割、重要性が益々高まる中において、公的な保証機関としての責任を認識し、コンプライアンス態勢の一層の強化と規律ある業務運営に努め、持続的な運営基盤の確立を図ります。

(1) 回収の促進

求償権の回収環境が厳しくなる中、サービスとの連携により、債務者の現況や実態に即した回収を促進するとともに、管理事務停止や求償権整理にも積極的に取り組みます。

(2) コンプライアンス態勢の強化

各種法令の遵守や内部規程に沿った適正な業務を行うとともに、コンプライアンスプログラムの着実な実施とフォローアップの徹底により、コンプライアンス態勢の一層の強化を図ります。

(3) 運営規律の強化

公的機関としての使命と責任を再認識し、規律ある業務運営に努めるとともに、経営方針や業務実績等について適切な情報開示を行うなど、経営の透明性向上に努めます。

(4) 経営基盤の充実

業務の効率化や経費の削減に継続的に取り組むとともに、安全かつ効率的な資金運用を行い、安定した経営基盤の確保に努めます。

(5) 危機管理の強化

地震等の災害やシステム障害等不測の事態に備えるため、事業継続計画(BCP)の運用管理を強化するとともに、システムの安全対策及び適切な運用に取り組み、危機管理態勢の充実を図ります。

(6) 人材育成

社会環境が変化する中で、協会業務に対して適正に対応できる人材を育成するため、全国信用保証協会連合会主催の各種研修等への参加や中小企業診断士を始めとした業務関連資格取得の奨励等を推進します。

(7) 広報活動の充実

充実した広報・広告活動を展開し、保証協会の認知度と保証利用浸透度を高めます。

平成25年度経営計画

1. 業務環境

(1) 栃木県の景気動向

県内の景気は、緩やかに持ち直してきたものの、足下では足踏み状態となっています。

個人消費は、大型小売店舗販売は低迷しているものの、自動車販売は好調でエコカー補助金の終了後も反動は小さく、底固く推移しています。生産活動は、本県の主要産業である製造業、特に大企業の生産活動が停滞し全体を押し下げ弱い動きとなっています。建設業においては、公共工事が減少している中、震災復興に係る受注は限定的なうえ、人件費や資材の高騰なども相まって中小零細企業を中心に厳しい状況が続いています。観光産業の宿泊者数では、自粛ムードや福島原発問題における風評被害等により大幅なマイナスとなった前年からはプラスに転じたものの、前々年との比較では依然としてマイナスであり、震災前の水準までは回復していない状況です。雇用情勢は有効求人倍率が全国平均を下回る水準で推移するなど厳しい状況にありましたが、1月末では全国平均の0.85倍まで回復するなど、やや改善がみられます。

先行きについては、経済対策の効果や輸出環境の改善などを背景に、景気回復に向かうことが期待されますが、一方で不安定な海外景気の動向や雇用情勢等、景気の下ぶれ要因が内在しており、当面不透明な状況が続くものと予測されます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

景気の先行きについてはやや明るさが見えてきたものの、实体经济の改善には未だ至っておらず、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、長引くデフレによる価格競争の激化や福島原発事故に伴う風評被害についても未だ払拭されない状況にあるなど、厳しい経営環境下において、中小企業の財務内容は悪化傾向にあり、借入負担が増加しています。さらに、中小企業の厳しい経営状態や平成25年3月末で期限切れとなった中小企業金融円滑化法を背景に、返済緩和・猶予等の貸付条件の変更が大幅に増加しています。

県内倒産状況は、金額では前年を下回ったものの件数は前年を上回って推移しており、小規模・零細企業の倒産は増加傾向にあります。中小企業金融円滑化法による貸付条件の変更等の支援効果により企業倒産は抑制されてきましたが、同法の期限切れにより再建の見通しの立たない企業の表面化や景気回復の遅れから息切れする企業の増加なども考えられ、今後も予断を許さない状況にあります。

2. 業務運営方針

厳しい経済情勢を踏まえ、県内中小企業の資金繰りの円滑化に万全を期すとともに、期中支援態勢を整え、中小企業の経営力強化に向けた取り組みを支援することとし、平成25年度の業務運営の基本方針を次のとおりとしました。

- ① 中小企業の経営実態に応じた迅速かつ適切な保証に努めるとともに、金融機関との連携を一層強化し、責任共有保証の利用定着化を進めます。また、地方公共団体の中小企業金融施策である県制度融資や市町村制度融資を積極的に推進するとともに、多様化する中小企業の資金ニーズに応じた各種保証制度の利用促進に取り組みます。
- ② 金融円滑化法の終了後も、返済緩和・猶予等の貸付条件変更に対応するとともに、返済緩和先についても、既往借入の借換による一本化、貸付条件の変更等により、個々の実情に応じて柔軟な対応に努めます。また、関係機関とは中小企業支援ネットワークの活用などにより連携を強化し経営支援や企業に身近な支援活動の充実に努めます。
- ③ 信用補完制度の健全な運営に資するため、適正な保証推進に努めることはもとより、保証利用企業への経営支援の強化、延滞・事故先への早期対応等の期中支援を通して、代位弁済の抑

制に努めます。また、回収の最大化、回収業務の効率化等により、回収率の向上に努めます。

- ④ 公的な保証機関としての使命と責任を果たすため、コンプライアンス態勢を一層強化し、内部管理体制の充実に努めるとともに、規律ある業務運営と経営基盤の強化に取り組み、協会経営の健全性の確保と持続的な運営基盤の確立を図ります。

(1) 経営実態に応じた適切な保証

保証利用先企業に対しては積極的な現地調査の実施により経営実態や特性を捉え、適切な保証に努めます。セーフティネット保証や震災関連保証を利用した企業に対しては現況把握に努め、引き続き弾力的に資金繰りを支援するとともに、返済緩和先に対しては借換保証や条件変更、経営力強化保証等により個々の実情に応じた資金繰り改善支援に取り組みます。

(2) 責任共有保証の取り組み強化

- ① 金融機関との連携により責任共有保証の利用促進を図ります。
- ② 金融機関との協調を前提とした保証制度を創設します。

(3) 地方公共団体制度及び各種保証制度の推進

- ① 地方公共団体制度融資の積極的な推進により、幅広く中小企業への資金繰りを支援し、地域金融の促進に努めます。
- ② 経営力強化保証を積極的に活用することで、金融と経営支援の一体的な取組みを推進します。
- ③ 中小企業の資金ニーズに対応するため、各種保証制度の積極的な活用を図るとともに、流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度等の推進に努め、資金調達手段の多様化に対応します。また、創業保証については積極的に推進するとともに、実態把握に努め、制度の趣旨を踏まえた適正な利用がなされるよう努めます。
- ④ セーフティネット保証や震災関連保証については、引き続き推進に努めます。

(4) 保証利用の促進と保証利用層の拡充

- ① 小口零細企業保証等の新規、小口先を対象とする保証制度を推進するとともに、新規先を対象とする保証制度の創設により保証利用先の拡大を図ります。
- ② 新規開業を促進するため、創業時の金融相談や計画策定のアドバイス等創業支援に積極的に取り組みます。
- ③ 金融機関と連携した新規先や完済先の掘り起こしにより保証利用浸透度の向上を図ります。

(5) 関係機関との連携強化

- ① 県及び市町村、認定支援機関等関係機関とのより一層の連携・協調を図り、保証推進に努めます。また、中小企業にとって利用度の高い県・市町村制度融資や提携保証制度について、充実した制度に向けた見直しを検討します。
- ② 関係機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力等の保証利用については徹底的に排除します。

(6) 企業状態に応じた経営支援

- ① 保証利用先については、現地調査やセーフティネット保証5号モニタリング等を通して、期中における経営実態を的確に把握し、企業個々の実情に応じた経営支援に取り組みます。
- ② 創業保証を利用した先については、適切なモニタリングの実施により創業計画の達成状況等を把握するとともに、業績改善に向けたフォローアップに取り組みます。
- ③ 返済緩和先については、借換保証や貸付条件の変更等、企業実態に応じたきめ細やかな対応に努めるとともに、経営力強化保証等を活用することで、金融と経営支援の一体的な取組みの推進に努めます。
- ④ 大口保証先については、必要に応じて現地調査や経営者との面談を実施するほか、期中において継続的に決算書を徴求し業況を把握するとともに、金融機関とのヒアリング等を実施するなど実態把握に努めます。

(7) 重点支援先の経営支援

重点支援先については、現況を把握したうえで、経営改善に向けた課題認識に努め、経営改善計画策定支援、金融支援、計画進捗のフォローアップ等を通じて適時・適切な経営支援を実施するとともに、関係機関と連携した経営サポート会議や外部専門家等活用支援事業等を積極的に活用することで支援強化に努めます。

(8) 関係機関と連携した経営支援

- ① 事務局として「とちぎ中小企業支援ネットワーク」を運営し、ネットワーク会議を開催するほか、情報の共有化等により関係機関相互の連携強化を図ることで経営支援の実効性を高めるよう努めます。
- ② 個別中小企業者に対しては、経営サポート会議を開催し、金融機関と連携しながら経営支援の方向性等について意見交換、調整を行うことにより、早期の経営改善や再生を図ります。
- ③ 外部機関や認定支援機関等と連携して経営改善計画の策定支援を行います。
- ④ 中小企業再生支援協議会や金融機関との連携を密にし、再生支援に取り組むとともに、回収部門との連携により求償権消滅保証等の再生スキームの活用を図るなど、企業再生への取組みを強化します。
- ⑤ 東日本大震災により被災した中小企業に対しては、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した再生支援に努めます。
- ⑥ 地域金融機関が連携して組成する事業再生ファンドに出資することで、事業再生の環境整備を図ります。

(9) 企業に身近な支援活動の充実

- ① 関係機関が開催するビジネスフェア等に参加する企業を積極的に支援することで、中小企業の経営改善、事業拡大に貢献します。
- ② 中小企業の経営課題に対しては、中小企業診断士会と連携した経営相談会等を定期的に開催し、その課題解決をサポートします。
また、常設の相談窓口により企業からの資金繰り相談に応じるほか、MSS（中小企業経営診断システム）やCSS（中小企業経営サポートシステム）等を活用しきめ細やかに対応します。
- ③ 経営改善への意欲のある中小企業に対しては、中小企業診断士等の専門家を活用した指導・助言や経営改善計画の策定を支援することで積極的にサポートします。
- ④ 中小企業の経営力強化に資するため、外部講師を招いてのセミナーを開催します。

(10) コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- ① 個人情報保護法等各種法令の遵守を徹底するとともに、内部規程に沿った適正な事務処理を行うことにより、事務リスクの低減に努めます。また、コンプライアンスプログラムを計画的に実践し、進捗・実施状況についてフォローアップを徹底することで、コンプライアンスの更なる浸透と意識の向上を図ります。
- ② システムリスクについては、ネットワークシステム管理運用規定に基づきセキュリティ、情報漏えいへの対応を厳格化するとともに、障害・不具合等の防止に向けた対応により管理強化を図ります。
- ③ 反社会的勢力等については、関係機関との連携により徹底的に排除するとともに、不正利用についてもデータベース化等により情報を共有化することで防止に努めます。

(11) 運営規律の強化

- ① 適切な業務運営を確保するため、事業計画の執行管理を徹底するとともに、業務実績やコンプライアンスについて外部評価を受けます。
- ② 経営の透明性を高めるため、中期事業計画、年度経営計画及び前年度経営計画の達成状況に対する評価について公表します。また、業務実績等について適時適切に情報開示を行います。

(12) 経営基盤の充実

- ① グループウェアや給与システム、文書管理システムなど、新たなシステムの導入や更新により、さらなる業務の改善・効率化に努めます。
- ② 金融経済環境が変化する中、安全性に留意したより効率的な資金運用に努めます。
- ③ CRDデータ等の分析により保証債務残高にかかる信用リスクを把握するとともに、適切な管理を行います。

(13) 危機管理の強化

地震等の災害やシステム障害等不測の事態に備えるため、安否確認システムなど事業継続計画（BCP）の運用管理を強化します。また、システムの安全対策及び適正な運用管理を徹底します。

(14) 人材育成

- ① 中小企業診断士等の資格取得や通信教育講座の受講の奨励、各種研修への参加等を通して、職員の一層のレベルアップを図ります。
- ② OJTをはじめ、内部研修の充実に向けた検討を進めます。

(15) 広報活動の充実

ホームページでの情報発信や月報の発行、マスメディアの活用等に積極的に取り組み、充実した広報活動を展開することにより、保証利用浸透度を高めます。

また、信用保証実務や信用保証制度の適切な運用を図るため、関係機関向けに各種手引きやマニュアル等を配布して周知に努めます。

3. 主要業務数値の見通し

平成25年度の主要業務数値（計画）は、以下の通りです。

	金 額	前年度実績比
保 証 承 諾	1,700億円	105.9%
保 証 債 務 残 高	4,630億円	99.0%
代 位 弁 済	90億円	129.0%
求 償 権 回 収	17億円	94.8%

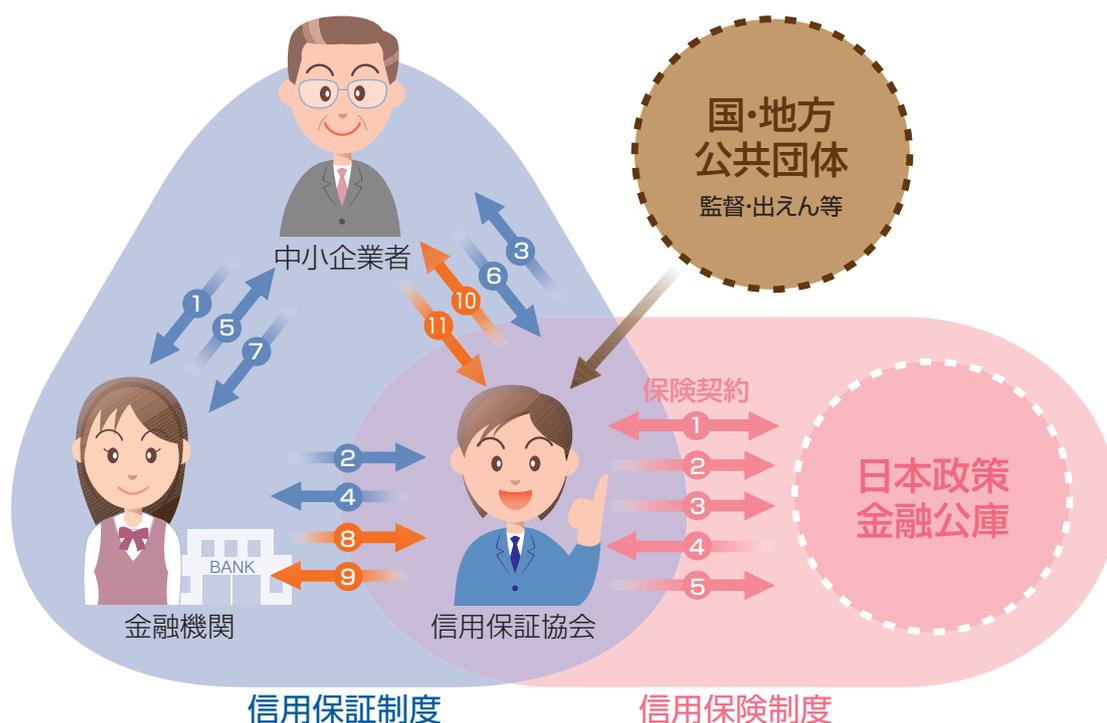
信用保証業務

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、「信用保証制度」と「信用保険制度」から成り立っています。

「信用保証制度」は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者で、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が公的な保証人となることで、資金調達を容易にし、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的としています。

「信用保険制度」は、株式会社日本政策金融公庫と信用保証協会の二者が基本的な当事者で、信用保証協会の信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、「信用保証制度」の機能が十分に発揮されることを目的としています。



信用保証制度

- ① 中小企業者は、金融機関に保証付融資を申込みます。
- ② 金融機関は、申込中小企業者の調査及び審査を行い、その結果、保証付融資を適当と判断したときは、信用保証協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 信用保証協会は、中小企業者の信用調査を行います。
- ④ 信用保証協会が信用調査の結果、適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を交付します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑥ 中小企業者は、信用保証協会に所定の信用保証料を金融機関経由で支払います。
- ⑦ 中小企業者は、融資条件に従って借入金を返済します。

事故の場合

- ⑧ 中小企業者が何らかの事情により、借入金の返済ができない事態になったときは、金融機関と信用保証協会とで調整を進め、金融機関は、両者で協議の上、代位弁済の請求をします。
- ⑨ 信用保証協会は、代位弁済の請求に基づき金融機関に代位弁済を行います。
- ⑩ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し、求償権を取得します。
- ⑪ 中小企業者は、信用保証協会に対し求償債務を弁済します。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が保証を承諾し、金融機関から中小企業者に対して融資が実行されると、原則として中小企業者の資格、借入金の使途、保証金額等の一定の要件を備えるものはすべて日本政策金融公庫の信用保険がかかる仕組みとなっています。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し、保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済元金の70～90%（この率を保険填補率という。）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、保険金受領後の中小企業者からの回収金を、回収の都度、保険填補率に応じて日本政策金融公庫へ納付します。

信用保証のご利用について

ご利用できる方

信用保証協会をご利用いただける方は、所在地、業種、企業規模、許認可等などにおいて、一定の要件を満たしている方です。

■所在地

栃木県内で事業を営む方または営むための具体的な計画がある方がご利用いただけます。

[法人] 栃木県内に事業所がある [個人] 栃木県内に住居または事業所がある

■業種

商工業のほぼすべての業種でご利用いただけます。

ただし、農林漁業、金融・保険業、性風俗関連特殊営業などご利用いただけない業種もあります。

■企業規模

個人で事業を営む方は常時使用する従業員数が、法人で事業を営む方は資本金または常時使用する従業員数が以下の表に該当する方がご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 <small>(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
医業	—	個人100人以下 法人300人以下

■許認可等

事業を営むうえで必要な、法律により定められた許認可等を取得している方がご利用いただけます。

信用保証協会では、特に確認が必要と認められる26事業法42業種を営む方について許認可等の確認をしています。

資金使途

信用保証協会を利用してお借入できる資金は、事業を営むうえで必要な「運転資金（借換資金含む）」、「設備資金」です。

そのため、生活資金、住宅資金、転貸資金、投機資金等のお借入にはご利用いただけません。

保証人と担保

信用保証協会をご利用いただく際は、原則として法人の代表者以外の保証人は不要です。

ただし、担保(不動産など)は、必要に応じて提供していただきます。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用していただくうえで、中小企業者のみなさまにお支払いいただく唯一の費用です。

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法等により算出されます。保証料率は、中小企業者のみなさまが保証のお申込みをする時期の直近申告書（決算書）により区分が決定され、さらにご利用になる制度によって以下の表のとおりとなります。

ただし、区分に関係なく定率の保証料率となる制度もあります。

また、一定の会計基準を満たした方や担保を活用したお借入の際に、保証料率が割引となる場合もあります。

■責任共有対象保証料率 (単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
当座貸越・事業者カードローン	1.620	1.490	1.320	1.150	0.980	0.850	0.680	0.510	0.390
県制度	1.400	1.250	1.100	0.950	0.900	0.850	0.800	0.600	0.450
市町村特別保証制度	1.710	1.575	1.395	1.215	1.035	0.900	0.720	0.540	0.405
無担保当貸5000	1.600	1.450	1.300	1.150	0.950	0.800	0.600	0.450	0.350
手形割引根保証	1.520	1.390	1.220	1.050	0.880	0.750	0.580	0.410	0.290

■責任共有対象外保証料率 (単位:%)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証	2.200	2.000	1.800	1.600	1.350	1.100	0.900	0.700	0.500
県制度	1.600	1.450	1.300	1.150	1.050	1.000	0.900	0.700	0.500
市町村特別保証制度	1.980	1.800	1.620	1.440	1.215	0.990	0.810	0.630	0.450

ご利用の流れ

「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」、「個人情報の取扱いに関する同意書」に必要事項をご記入のうえ、申告書（決算書）等の必要書類を添えて金融機関にお申込みください。

ご相談 お申込み

- 信用保証協会またはお借入を希望する金融機関にご相談のうえ、金融機関に必要書類を提出してお申込みください。

審査

- 信用保証協会でお申込み内容を精査させていただきます。保証の諾否を決めます。
- ※審査によりご希望に添えない場合があります。また、信用保証協会とは別に金融機関の審査もあります。

ご融資

- 金融機関と契約を取り交わし、ご融資の実行となります。

ご返済

- 金融機関との契約内容に従い、金融機関へご返済ください。

主な保証制度

■全国統一保証制度

保証制度名	制度利用対象者	保証限度額	資金用途 保証期間	貸付利率	保証料率
一般保証	県内に事業所を有し、事業を行っている方 (個人で、県内に住居がある方を含む)	2億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	金融機関 所定利率	0.45%~ 1.90%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	環境の急激な変化に直面し、経営の安定に 支障が生じている方で、市町村長からセー フティネット保証に係る認定書の発行を受 けた方	【1~5号、7、8 号要件】 2億8,000万円 【6号要件】 3億8,000万円	運転(借換含む) 10年以内 設備 20年以内	金融機関 所定利率	【1~6号 要件】 0.80% 【7、8号 要件】 0.70%
借換保証	既往の保証付借入金の返済負担を、借換え により軽減させたい方	2億8,000万円	借換(真水部分で の運転・設備含む) 10年以内	金融機関 所定利率	0.45%~ 1.90%
経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支 援を受けつつ、自らが策定した事業計画を 基に経営改善や資金繰りの円滑化のために 借入したい方で、計画の実行、金融機関への 計画の進捗報告を行う方	2億8,000万円	運転 5年以内 設備 7年以内 借換 10年以内	金融機関 所定利率	0.45%~ 2.00%
創業関連保証	創業に係る資金が必要な方で、次のいすれ かの要件を満たしている方 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に 事業を開始する具体的な計画がある ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に 会社を設立し、事業を開始する具体的な 計画がある ③事業を営んでいない個人が開始した事業 が、開始した日から5年を経過していない ④事業を営んでいない個人が設立した会社 で、設立した日から5年を経過していない	1,000万円	運転・設備 10年以内	金融機関 所定利率	0.80%
創業等関連保証	創業または分社化に係る資金が必要な方で、 次のいずれかの要件を満たしている方 ①事業を営んでいない個人で、借入金額と 同額以上の自己資金があり、1か月以内に 事業を開始する具体的な計画がある ②事業を営んでいない個人で、借入金額と 同額以上の自己資金があり、2か月以内に 会社を設立し、事業を開始する具体的な 計画がある ③中小企業にあたる会社で事業を継続しつ つ、新たな中小企業にあたる会社を設立 し、かつ新たな会社に事業を開始する具 体的な計画がある ④中小企業にあたる会社で事業を継続しつ つ、新たに設立した会社が、設立した日か ら5年を経過していない ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業 が、開始した日から5年を経過していない ⑥事業を営んでいない個人が設立した会社 で、設立した日から5年を経過していない	1,500万円	運転・設備 10年以内	金融機関 所定利率	0.80%
東日本大震災復興 緊急保証	東日本大震災に係る特定被災区域内に事業 所を有し、震災の影響を受けている方で、市 町村長から罹災証明書または東日本大震災 に係る認定書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転(借換含む)・ 設備 10年以内	金融機関 所定利率	0.70%
災害関係保証	東日本大震災により直接被害を受けた方で、 市町村長から罹災証明書の発行を受けた方	2億8,000万円	運転 10年以内 設備 20年以内	金融機関 所定利率	0.70%

保証制度名	制度利用対象者	保証限度額	資金用途 保証期間	貸付利率	保証料率
小口零細企業保証	常時使用する従業員が20名（ただし、商業・サービス業は5名）以下で、新規借入を含めた保証付借入金の残高が1,250万円以内の方	1,250万円	運転（借換含む）・ 設備 10年以内	金融機関 所定利率	0.50%～ 2.20%
当座貸越根保証	一定の借入上限内で、借入・返済を反復して行いたい方で、同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上ある方で、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	2億8,000万円 ※最低保証額 100万円	運転設備 1年または2年	金融機関 所定利率	0.39%～ 1.62%
事業者カードローン	一定の借入上限内で、借入・返済を反復して行いたい方で、同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上ある方で、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	2,000万円 ※最低保証額 100万円	運転設備 1年または2年	金融機関 所定利率	0.39%～ 1.62%
流動資産担保融資保証	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を担保に借入したい方	2億円	運転・設備 【根保証】1年 【個別】1年以内	金融機関 所定利率	0.68%
中小企業特定社債保証	社債を発行し資金を調達したい方で、純資産が5,000万円以上あり、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	4億5,000万円	運転・設備 7年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%
予約保証	将来必要になる資金に備えておきたい方で、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	2,000万円	運転・設備 5年以内	金融機関 所定利率	0.60%～ 1.90%
長期経営資金保証	長期の資金を借入したい方で、同一事業の業歴が3年以上あり、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	2億円 ※最低保証額 2,000万円	運転 15年以内 設備 20年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%

■ 栃木県信用保証協会独自の保証制度

保証制度名	制度利用対象者	保証限度額	資金用途 保証期間	貸付利率	保証料率
リテールアップ保証	信用保証協会の利用がなく、県内での同一事業の業歴が1年以上ある方	1,000万円 （または直近申告書の平均月商の3倍のいずれか少ない額）	運転・設備 5年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%
無担保当貸5000保証	一定の借入上限内で、借入・返済を反復して行いたい方で、県内での業歴が3年以上ある法人で、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	5,000万円 （または直近申告書の平均月商の3倍のいずれか少ない額） ※最低保証額 1,000万円	運転 1年または2年	金融機関 所定利率	0.35%～ 1.60%
商工いきいき特別保証	商工団体の経営指導及び推薦を受け借入したい方で、県内での同一事業の業歴が1年以上あり、新規借入を含めた保証付借入金の残高が5,000万円以内の方	500万円 （または直近申告書の平均月商の3倍のいずれか少ない額）	運転（借換含む）・ 設備 10年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%
とちぎビッグサポート保証	経営改善計画書を基に経営改善や資金繰りの円滑化のために借入したい方で、県内での業歴が1年以上あり、信用保証協会が定めた要件を満たしている方	5,000万円	運転（借換含む）・ 設備（建物を除く） 7年以内 設備（建物） 10年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%
割引根保証	一定の割引上限内で、手形等の割引を反復して行いたい方	2億8,000万円	運転 1年	金融機関 所定利率	0.29%～ 1.52%
しんきんスクラム2000保証	県内に本店のある信用金庫からスピーディに借入したい方で、県内での業歴が2年以上ある法人で、信用保証協会及び信用金庫で定めた要件を満たしている方	2,000万円 （または直近申告書の平均月商の3倍のいずれか少ない額）	運転（借換含む）・ 設備 7年以内	金融機関 所定利率	0.45%～ 1.90%

地方公共団体融資制度のメリット

栃木県及び県内26市町には、中小企業者のみなさまの借入負担が軽減されるよう、さまざまな制度が用意されています。

資金の必要性に応じた制度

創業する方、小規模事業者の方、経営の安定を図りたい方など、資金の必要性に応じたさまざまな制度が用意されています。

低率で固定の借入利率

お借入されている期間を通して低率の固定金利が適用されるため、金利の支払負担が軽減されます。
また、県及び市町によっては一定の要件を満たすと、支払済金利の全部または一部を補助する制度もあり、さらに金利の支払負担が軽減されます。

一般保証よりも低い保証料率

地方公共団体融資制度をご利用すると、一般保証よりも低い保証料率が適用されるため、信用保証料の支払負担が軽減されます。
また、市町によっては一定の要件を満たすと、信用保証料の全部または一部を補助する制度もあり、さらに信用保証料の支払負担が軽減されます。

各種相談会等

当協会では、県内の中小企業者のみなさまの経営に関するご相談をお受けするため、経営相談会を定期的で開催しています。

経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員が中小企業者のみなさまからのご相談をお受けしています。

また、各種相談窓口も設置しています。

専門家による経営相談会

経験豊富な専門家が、中小企業者のみなさまの目標の達成や経営課題の解決に向けたご相談など、経営全般に関するご相談をお受けしています。

経営相談会

信用保証協会職員が、中小企業者のみなさまの保証の利用に関するご質問や資金繰りに関するご相談などをお受けしています。

各種相談窓口

- 常時開設相談窓口
- 経営改善・資金繰り相談窓口
- 平成24年5月に発生した突風等による災害に関する特別相談窓口
- エルピーダメモリ株式会社関連特別相談窓口
- 平成23年タイ洪水被害に関する特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 円高等対策特別相談窓口
- 北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口
- 『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口
- 皮革等相談窓口

(平成25年9月1日現在)

責任共有制度

制度の目的

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とし、平成19年10月1日に導入しました。

保証割合

〔導入前〕

原則100%保証



〔導入後〕

信用保証協会80%
金融機関 20%

※但し、対象除外となる保証制度あります。

制度の概要

金融機関は、「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。いずれの方式においても、金融機関の負担割合(20%)は同等です。

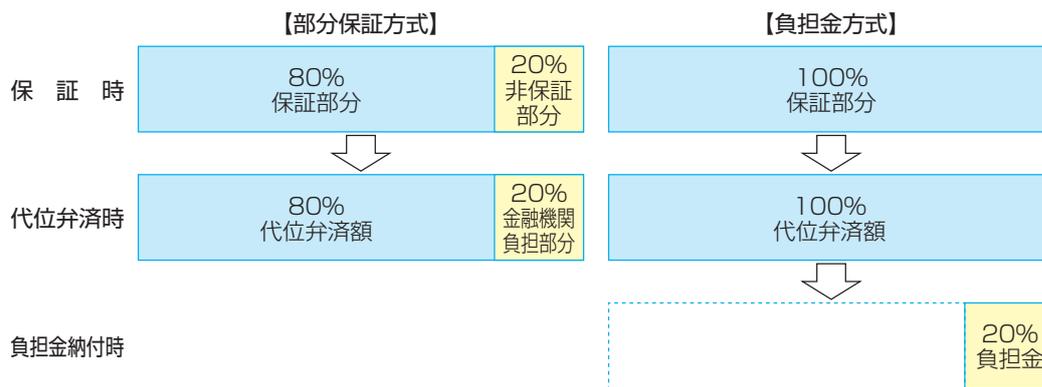
【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関の保証利用実績に応じた一定の負担金を、金融機関が納付する方式

(金融機関の負担部分イメージ図)



対象除外となる保証制度

- 経営安定関連保証(1~6号に限る。)
- 災害関係保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 創業関連(再挑戦支援保証を含む。)及び創業等関連保証
- 特別小口保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 経営力強化保証(100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合に限る。)

(平成25年9月1日現在)

コンプライアンス

■コンプライアンス態勢

当協会では、「信用保証協会倫理憲章」を基に、「コンプライアンス行動基準」を策定し、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

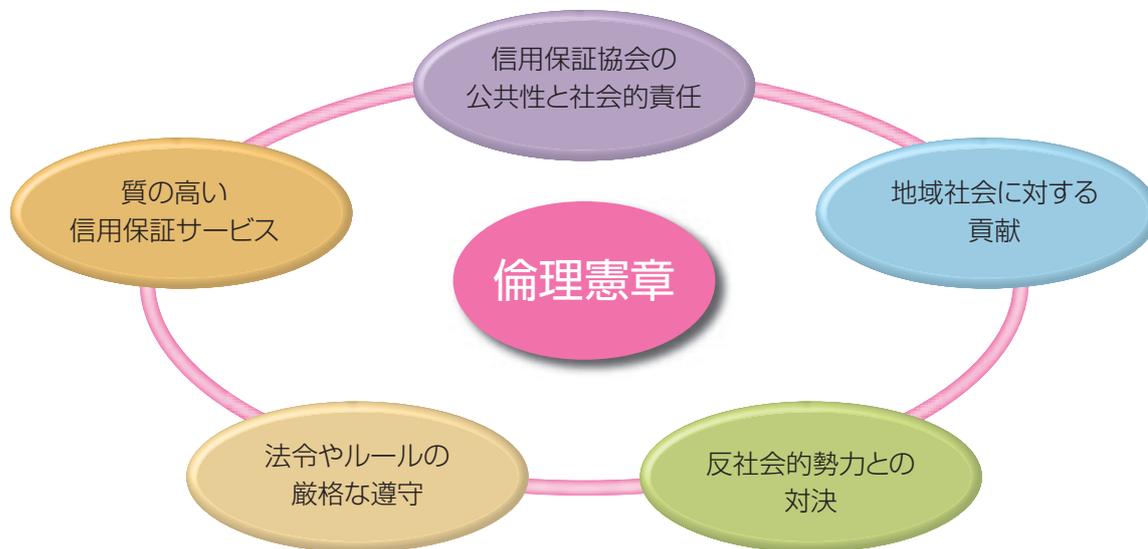
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 地域社会に対する貢献

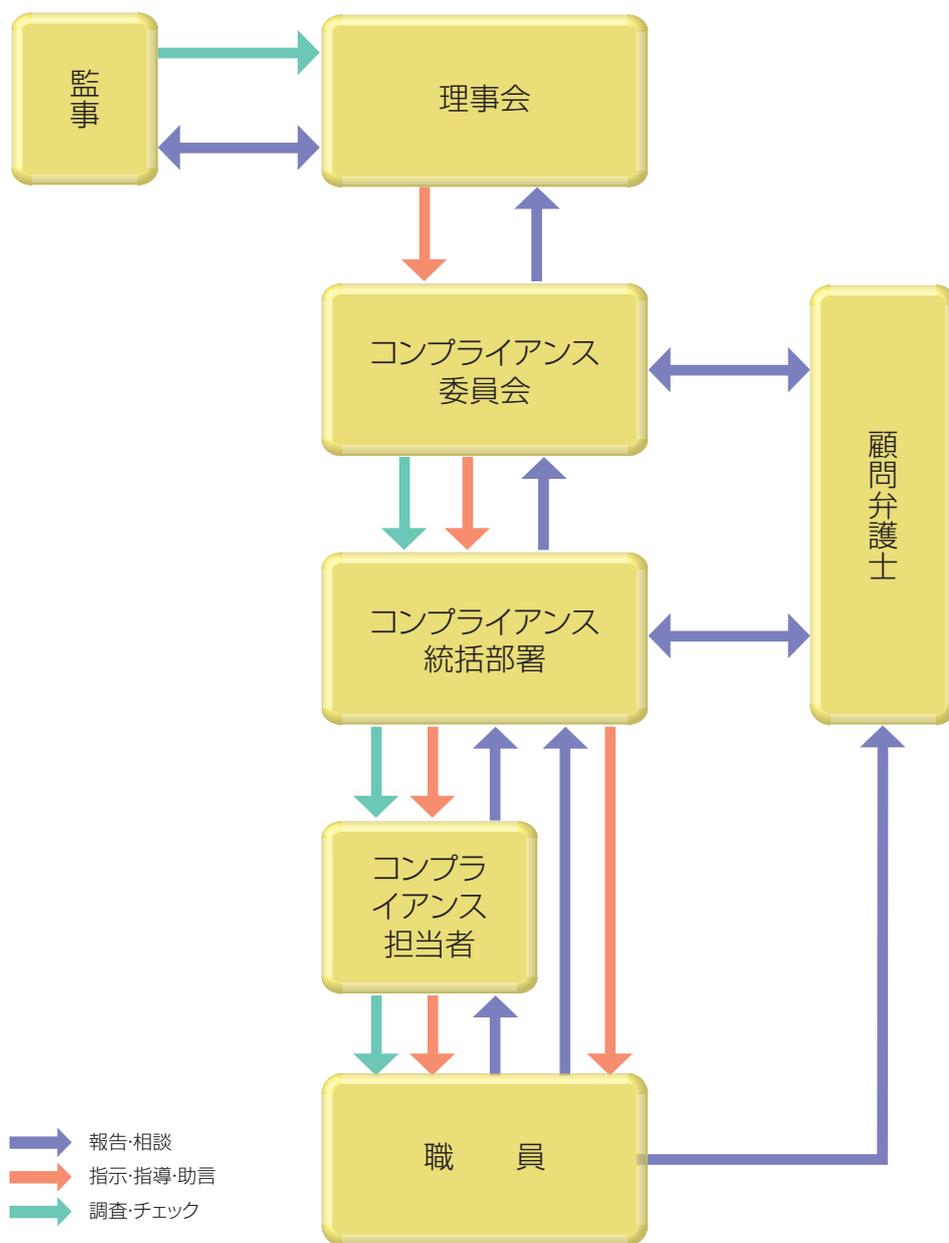
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



コンプライアンス行動基準

- 法令・ルールの遵守
- 守秘義務の履行
- 公私の別の厳守
- 不正な利益供与・収受の禁止
- 反社会的勢力への対応
- 秩序の維持
- 報告・連絡・相談の励行
- 顧客への対応
- 違反行為の報告

コンプライアンス体制図



■「反社会的勢力の排除」への取り組み

当協会では、「反社会的勢力の排除」に努めています。その姿勢を明確にするため、保証協会倫理憲章で「反社会的勢力との対決」を宣誓しているほか、平成21年7月から信用保証委託契約書に「暴力団等の反社会的勢力排除条項」を導入しました。また、関係機関との連携をより強固なものとし「反社会的勢力の排除」に取り組んでいます。

当協会は、引き続き、「反社会的勢力の排除」への取り組みを推進していきます。

個人情報保護宣言

栃木県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報の取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについては以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ずに第三者への提供・開示はいたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務運営の確保及びその他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約の締結、実施状況の点検等を行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・削除・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は下記のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

〒320-8618 栃木県宇都宮市中央三丁目1番4号 栃木県産業会館5階
栃木県信用保証協会 総務部総務課
TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917
URL <http://www.cgc-tochigi.or.jp/>

本所

〒320-8618 宇都宮市中央三丁目1番4号
栃木県産業会館内

お問い合わせ

総務課 / 企画課 TEL.028-635-2121
保証一課 TEL.028-635-8883
保証二課 TEL.028-635-8884
保証三課 TEL.028-635-8886
企業支援課 TEL.028-635-8881
TEL.028-635-2195
管理課・管理事務課 TEL.028-635-2122
代位弁済課 TEL.028-635-8885



足利支所

〒326-0821 足利市南町4254番地1
足利市ステーションビル2F

お問い合わせ

業務課
審査・期中管理係 TEL.0284-70-6339
管理回収係 TEL.0284-70-0322

